

婦人関係資料シリーズ
一般資料第四七号

売春に関する資料

— 第四号 —

労働省婦人少年局

保存資料

は し が き

婦人少年局では、さきに刊行した「売春に関する資料―第三号―」に続くものとして、こゝに昭和三三年八月から三四年一二月までにおける売春関係資料をとりまとめ、刊行することにしたしました。

売春問題に関心をもたれる方々の御参考になれば幸いです。

昭和三五年二月

目次

一	売春に関する年表	一頁
(一)	年表（昭和三三年八月―三四年二月）	一
(二)	関係資料	五
1	売春規制廃止および他人の売春搾取に対する制圧に関する法律（イタリヤ）（資料の一）	五
	（一九五八年二月二〇日） 法律第七五号	
2	売春防止の達成及び売春対策審議会の強化について （売春対策審議会意見具申第七号）	九
3	風俗営業等取締法（昭二三、七、一〇）抄 法律一二二号	九
4	道路犯罪法（イギリス） （一九五九年七月一六日）	一一
5	芸妓登録制についての要望 （資料の五）	一七
二	売春関係資料目録	一九
三	統計資料	二二
(一)	売春関係事犯検挙状況調 （警察庁）	二二
(二)	売春関係事犯被疑者調 （ ” ” ）	二三
(三)	いわゆるひもの実態調査結果 （ ” ” ）	二五

一、売春に関する年表

(一) 年表

昭和三十三年八月～昭和三十四年二月

昭和三十三年(一九五八年)

八月一日 深夜喫茶取締りについでの立法を閣議で決定。

八月二日 衆参婦人議員懇談会では、深夜喫茶対策について婦人議員立法として次期臨時国会に提出することに決めた。

八月二五日 政府は閣議で、次期臨時国会に「風俗営業取締法の改正案」を提出することに決定。

八月二二日 売春対策推進委員会では、関係当局、婦人議員ならびに婦人団体との懇談会を開催。

八月二二日～二四日 第四回日本母親大会では、全国分科会の第三分科会「社会環境のもんだい」の部で売春問題を取りあげ、売春防止法施行後の問題、要保護婦人の更生の問題について討議した。

八月二五日 厚生省社会局長から法務省刑事局長あて「婦人保護施設協力方依頼について」の通達が出された。

九月(一〇日) イタリヤでは「売春規制廃止および他人の売春搾取に対する制圧に関する法律」(売春禁止法)が施行された。(資料の二)

九月二六日 売春対策審議会では、「売春防止法施行以後の状況」について審議。

一〇月二四日 衆参婦人議員懇談会では、売春関係予算について関係各省より説明を聴取。

一一月二二日 売春対策審議会では、売春防止法施行後の状況と対策について審議。「売春防止の達成及び売春対策審議会の強化について」を内閣総理大臣に意見具申(七号)した。(資料の二)

一二月二六日 売春対策国民協議会では、衆参婦人議員懇談会とともに、「売春対策関係予算確保の懇談会」を開き、大蔵大臣、自由民主党に予算増額の申入れを行った。

一二月 婦人少年局は「売春防止特別活動」を全国的に展開。

昭和三十四年(一九五九年)

一月二二日 売春対策審議会幹事会開催。

一月二六日 売春対策審議会幹事会開催。関係国会内に第一小委員会(委員長「藤田」氏)第二小委員会(委員長「藤田」氏)を設置。

日から通申することになった。

十二月七日 売春対策国民協議会では、売春対策審議会長菅原通済氏等の「芸妓の登録制についての要請」を重要視し、「この方法のプラスの面を」がいかに否定するものではないが、現状においては、種々の問題もあると思われるので慎重に対処されるよう」との要望書を各都道府県警察本部に送付した。

十二月十五日 労働省婦人少年局では、「売春防止特別活動」を全国的に展開。

(二) 関係資料

資料の(一)

売春規制廃止および他人の売春権取に対する制圧に関する法律(イタリア) (売春対策審議会編)
一九五八年二月二〇日法律第七五号

第一章 しょう家の閉鎖

第一条 イタリアの領土内およびイタリアの統治権に服する領域内においては、しょう家の経営は禁止される

第二条 一九三一年六月一八日の勅令第七七三号およびその後の改正によつて承認された公安法統一規定第一九〇条の意味において遊娯地帯と呼ばれる。売春の行なわれる家、界わいおよびその他種類のいかんを問わず匪われた場所は、本法施行後六ヵ月以内に閉鎖されねばならない。

第三条 刑法第五三一条および第五三六条に掲げる規定には、次の規定をもつて代える。

刑法第二四〇条の適用あるばあいを除いては、次の者は、二年以上六年以下の懲役および一〇万リレ以上四〇〇万リレ以下の罰金に処する。

一 第二条に定める期間をこえて、名義のいかんを問わず、しょう家を所有もしくは経営し、または方法のいかんを問わず、しょう家を監督、指導もしくは管理した者、またはしょう家の所有、経営、指導、もしくは管理に関与した者。

二 家その他の場所を所有または管理する者が、しょう家を経営する目的をもつ者にこれを貸与または賃貸したとき。

三 旅館、住宅、下宿、酒類販売店、クラブ、ダンスホール、興行場、その付属建物または公開の場所の所有者、管理人または従業員が、その場所の中で売春を行なう者の出入を常習的に容認するとき。

四 売春を行わせる目的をもつて人を勧誘し、または同様の目的をもつて売春のほう助を行なった者。

五 公の場所もしくは公衆の場所で個人的または印刷物その他広告の方法をもつて、成年の婦人を売春に引き入れ、またはこれに對しておいつの行為を行なった者。

六 婦女の売春を待わせる目的をもつて、他國の領土またはその居住域以外の土地に婦女をおもむかせた者。またはこれを容易にするために関与した者。

七 売春婦もしくは娼婦からの搾取を伴う人の募集に従事する内国もしくは外国の団体もしくは組織において活動をした者、または形式もしくは方法のいかんを問わず、この団体もしくは組織の活動もしくは目的を援助もしくは容易にした者。

八 方法のいかんを問わず、他人の売春を容易にしたまたはこれから搾取した者。

本条第三号に掲げるばあいには、所定の刑のほか、営業許可の取消が付加される。また、営業の終局的閉鎖を命ずることもできる。

イタリヤ国民が外国の領土内で、第四号および第五号に掲げる犯罪を犯したときは、国際条約の定によつて処断される。

第四条 次のばあいには、刑を二倍に加重する。

一 暴行、脅迫または偽計をもつて所為を犯したとき。

二 二一才未満の者または肉体的、自然的にもしくは他人によりじやく起させられて疾病もしくは未成熟の状態にある者に対して所為を犯したとき。

三 被告人が尊属、直系尊属の姻族、夫、兄弟姉妹、養父母または後見人であるとき。

四 その人が世話、教育、訓育、監視または戒護を受けるために、被告人に委託されていたとき。

五 家事使用人または雇傭人に対して所為を犯したとき。

六 公務員が職務の執行にあたり所為を犯したとき。

七 多数の人に対して所為を犯したとき。

第五条 次の行為をした者およびその相手方は、八日以下の拘留および五〇〇リレ以上二〇〇〇リレ以下の科料に処する。

一 公共または公開の場所において醜態を演ずるような方法または迷惑を覚えさせるような方法で、いん行を勧誘すること。

二 人につきまとい、行為または買収をもつていん行を勧誘すること。

前項第一号および第二号の規定に違反して逮捕された者が身分証明書を所持しているときは公安局に連行されることはない。

本法違反のかどで公安局に連行された者は衛生検査をされることはない。

本法違反の審理は、管轄裁判所で行なう。

第六条 前数条に掲げる犯罪の既遂または未遂の犯人は、刑を終えた日から起算して二年以上二〇年以下の適當な期間、刑法第二八

条ならびに後見および監視実施法の定める公務禁止にも処せられる。

第七条 公安当局、衛生当局およびいかなる行政庁も、娼婦を有しまたは売春を行なう疑のある婦女について、直接もしくは間接の形式によつても、また健康証明書の交付によつても、登録を行なうことはできないし、また、それらの官庁に定期的に出席を義務づけることもできない。同様に、これらの婦女について特別の書類を備えつけることも禁止される。

第二章 援護および再教育制度

第八条 内務大臣は、本法の目的に有効に相応する援護の特別施設の設定を推進し、かつ、これらの施設を援助し、奨励金を交付することによつて、本法に従いしう家から解放された婦女の保護、援助および再教育に必要な措置を講ずるものとする。

前項に掲げる施設では、本法により中止されたしう家から解放された婦女のほかに、すでに売春を始めたものであるが、またもな生活に復帰したいと望んでいる婦女に対する更生および援助を行なうことができる。

第九条 前条に掲げる施設の活動を実施するのに必要な資金の割当は、内務大臣の決定をもつて準備される。この資金は、本法に基いて国家予算に計上された基金から充当する。

方法に基いて設置された援護施設、前条に掲げる施設および国から補助金を交付されている施設は、年末または翌年一月一五日まで、その活動の正確な報告書を提出しなければならない。ただし、その施設に収容された者の氏名は省略する。

前項の施設は、国の監督と統制の下に置かれる。

第一〇条 常習的かつ全面的にその生計手段を売春から得ている二一才未満の者は、その者の家庭がかれらを受け入れる状態をととのえているときは、家庭に送致されて再委託される。

右の家庭がその者を受け入れる態勢をととのえていないとき、または道義性の確実な保証を示さないときは、裁判所長の命令により、前条の援護施設に送致する。この送致は、本人の希望にもとずいて行なうこともできる。

第一一条 一億リレの金額については、一九五七年四月九日法律第二四八号の定める最高収入額をもつて、国家予算から充当される。

第三章 娼館の規制と其の罰則

第十二条 娼館の規制の維持、青少年犯罪予防及び娼館予防の行使に内在的な職務につき、しだいにしかも是認された娼館内での娼館にかつての娼館の特別団体を組織する。

内務大臣の申出にもとずき、大統領令をもつてこの団体に関する組織および機能を決定する。

第十三条 第一条に定める期間内に現在認可されている遊郭を閉鎖した効果として、遊郭に関する貸貸料契約を補償金なしに、かつ、猶予なく、当然に解消したものとす。

不動産の所有者が右に掲げる者と新たな貸貸契約を結ぶことは禁止される。

第十四条 遊郭の女がかかえ主と契約した金銭的債務は、すべて不法の原因にもとづくものと推定する。

反証の提出は許される。

第十五条 本法に反するすべての規定または本法と相容れないものはなんであれ、廢止される。

資料の(二)

売春対策審議会意見具申第七号

昭和三十三年十二月十二日

売春対策審議会会長

菅 原 通 次

内閣総理大臣 岸 信 介 殿

売春防止の達成及び売春対策審議会の強化について

最近全国的に売春を助長する行為がしきりに横行し、売春行為が売春防止法施行以前の状態に復しつつある中の感がある。

かくのごとき現状は法の目的たる売春防止がほとんど達成されていないといつて過言ではなく、法の成立及びその施行に非常な關心を有する一般国民に対して、その期待を裏切ることにはなほだしきものであり、本審議会としてはきわめて遺憾にたえない。

よつて、政府は、かかる実情に即応しつつ、本審議会についてその活動の強化を図るとともに、売春防止法の施行について一層の努力を払い、もつて売春防止の達成を期するよう、売春対策審議会令第一条第二項の規定により、ここに意見具申する。

資料の(三)

風俗営業等取締法 (昭三三、七、一〇) 抄
法律一、二二二号

(定義)

第一条 この法律で、風俗営業とは、次の各号の一に該当する営業をいう。

- 一、キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客席で客の接待をして客に飲食をさせる営業
- 二、待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
- 三、ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(第一号に該当する営業を除く。)
- 四、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業(第一号又は前号に該当する営業を除く。)

五、喫茶店、バーその他の設備を設けて客に飲食させる営業で、総理府令で定めるところにより計つた客席における座席を十ルクス（これにより特に特別の事情がある場合において、都道府県が条例で十ルクスに満たない座席を定めるときは、その座席）以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）

六、喫茶店、バーその他の設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見とおすことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル（これにより特に特別の事情がある場合において、都道府県が条例で五平方メートルに満たない広さを定めるときは、その広さ）以下である客席を設けて営むもの

七、まあじやん屋、ばちんこ屋その他の設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業

（営業の許可）

第二条 前条の営業を営もうとする者は、当該都道府県が条例で定めるところにより、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、当該都道府県が条例で定めるところにより、公安委員会に、必要な届出をしなければならない。

（三項、四項省略）

（条例の制定）

第三条 都道府県は、条例により、風俗営業における営業の場所、営業時間及び営業所の備置設備等について、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

（行政処分）

第四条 公安委員会は、風俗営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、法令又は前条の規定に基づく都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、営業の許可を取消し、若しくは営業の停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることができる。

（深夜における飲食店営業の規制）

第四条の二 都道府県は、条例により、客席を設けて客に飲食をさせる営業（以下「飲食店営業」という。）の深夜（午後十一時から翌日の日出時までの時間をいい、都道府県が条例でこの時間内に於いてこれを異なる時間を定めたときは、その時間とする。）



以下同じ。）における営業について、善良の風俗を害する行為を防止するために必要な制限を定めることができる。

2 公安委員会は、飲食店営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が、深夜における当該営業に関し、深夜において、法令又は前項の規定に基づく都道府県の条例に違反する行為をした場合において、善良の風俗を害する虞があるときは、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む深夜における飲食店営業について、期間を定めてその停止を命じ、又は善良の風俗を害する行為を防止するために必要な処分をすることが出来る。

（立入）

第六条 警察官は、この法律又は、この法律に基づく都道府県の条例の実施について必要があるときは、風俗営業の営業所に立ち入ることができる。深夜においては、飲食店営業の営業所についても、同様とする。（二項省略）

資料の四

道路犯罪法（イギリス）（売春対策警察委員会編）
売春対策の現況より引用

イングランドおよびウェールズに関し、売春の目的をもつてはいかない、または勧誘することを禁止し、飲食店に関連する一定の犯罪を犯した者、および、売春婦の収入によつて生活する者または売春婦を管理する者を処罰するための追加的規定を定める法律。

（一九五九年七月一六日）

女王陛下は、本議会における上下両院議員の勧告および同意をえ、その権威をもつて、次のように定められる。

一（売春を目的とするはいかないまたは勧誘）

- (1) 売春婦が売春の目的をもつて、道路または公共の場所ではいかいまたは勧誘することは、犯罪である。
- (2) 本節に規定する犯罪を犯した者は、簡易有罪認定手続により、一〇ポンドをこえない罰金に処せられる。前条一箇有罪認定を受けた後に犯したときは、二五ポンドをこえない罰金、前に二度以上有罪認定を受けた後に犯したときは、二五ポンドを超えない罰金または三月月をこえない役役であるいはその双方に処せられる。

(3) 道路または公共の場所にいる者について、本節に規定する犯罪を犯しつゝあると疑うに足る合理的な根拠があるときは、警察官は、命令なしにこれを逮捕することができる。

(4) 本節にいう「道路」には、一定時間公共に開放されたすべての路、道路、小道、歩道、地下道、広場、橋、陸地または道路を含み、通り抜けができるかどうかを問わない。また、(一)に定義された道路に接する建物の出入り口および通路に接する地面または道路から見通される地面は、道路の一部とみなされる。

(5) 次に掲げる法令の規定は、効力を失う。(出二)

(a) 一八三九年首飾警察法第五節第一項。(注三)

(b) 一八四七年都市警察法第二八節のうち、「すべての犯罪」で始まる項、および、その後の法律によって前項に準入れられた規定。(注三)

(c) 一八三九年ロンドン市警察法第三五節第一項、および一八四四年マンチエスター警察規則法第一〇二節のうち、「すべての犯罪」で始まる項(注四)ただし、本節第二分節の適用については、右の各項に規定された犯罪による有罪宣告は、本節に規定する犯罪による有罪宣告と同じく、以前の有罪宣告として考慮される。

二 (はい)かまたは勧誘のため警告された女性による裁判所への申立)

(1) 道路における自己の行為について、警察官から、その行為をつづけるならば第一節に規定する犯罪によって訴追されると警告された女性、その後一四日以内に、簡易裁判所に対し、警告された行為に關しては、警告された者たちについて警察が作成、保管する記録に記入してはならず、すでになされた記入はつぎ消ししなければならないことを命ずる命令を求めることができる。裁判所は、警告された時にその女性が冤罪の目的をもつて道路または公共の場所ではないかまたは勧誘したことが認められない限り、命令を発ししなければならない。(注五)

(2) 申立は、その女性が警告された地域を管轄する警察署長、あるいは、署長がその地域またはその一部に關して事務を委任した警察職員を相手方とし、告発の形式でしなければならない。(注六) 一八四九年治安刑事法第一五節に基づく規則に反する規定がある場合を除き、この告発による審理の手続は、その女性に対する警察職員による告発の場合と同じである。ただし、(告発における当事者の不出頭に関する) 一八五二年簡易裁判所法第四七節ないし第四九条の規定の適用を妨げない。(注八)

(3) 手続の公開をその女性が希望しない限り、本節の規定による申立は、非公開の刑事審理として審理および裁判される。

三 夜間飲食店に関する犯罪の処罰

(4) 本節において道路という場合には、この法律の第一節第四分節に従って解釈されなければならない。

(1) 本節における以下の規定は、一八九九年飲酒店許可法第二六節の適用される犯罪(飲食店、すなわち、夜の二〇時から翌朝の五時までの間公衆の飲食、休息または娯楽のために開店する家、部屋、店または建物で、ビール、サイダー、葡萄酒または酒類を販売する許可のないものに関する一定の犯罪)について適用される。

(2) 前記第二六節第三分節によつて、一八六〇年飲酒店法第一八節および第三三節の規定(これらの規定は、警察が飲食店に立ち入ることに対する妨害、店内における不法な賭博行為の容認、売春婦、泥棒、乱暴者またはいまだい者が店内に入ることの容認、および、同法による許可条件に、違反する行為が行われることの許容に対し、刑罰を規定している)(注九)に違反する罪に科せられる罰金額の最高額は、

(a) 前記第二六節が適用される罪による有罪宣告を以前に受けたことのない者の場合は、(五ポンドを改め)二〇ポンドとし、
(b) 以前にさういふ有罪宣告を受けたことのある者の場合は、(二〇ポンドを改め)五〇ポンドとする。

(3) (無許可飲酒店の経営に対し二〇ポンドの刑罰を科する)

一八六〇年の前記法律第九節のうち、「二〇ポンドをこえない額を没収される」とあるのを「簡易認定手続により、一八九九年飲酒店許可法第二六節に規定する刑罰に処せられる」と改める。本節第二分節によつて修正された前記第二六節第三分節の規定は、罰金に関する限り、一八六〇年の前記法律第一八節および第三三節に適用される前記第九節にも適用される。従つて、前記第二六節第一分節のうち、「一定額の没収を科せられ」とあるのを「有罪認定をされ」と改める。(注一〇)

(4) 前記第二六節第一分節および第二分節により、一八六〇年の前記法律第九節に規定する犯罪によつて有罪認定を受けたものに對し、資格喪失命令または前期一八六〇年の法律による許可の取消命令を権限、および、前期第二六節第三分節により、前期一八六〇年の法律第一八節または第三三節に規定する犯罪によつて有罪認定を受けた者に対し、同様の命令をする権限は、その者が前記第二六節の適用される犯罪について前に有罪認定を受けたかどうかにかゝりなく、有罪認定があつた場合に適用される。このように修正された前期第三分節による命令をする権限は、前記第一六節の適用される他の犯罪、すなわち、(アルコール飲料の無許可販売および有料の宴会におけるアルコール飲料の使用に関する) 一八九三年飲酒店許可法第一二〇節お

よび第一四九節第三分節に違反する飲食店経営者に關する一定の犯罪にも適用される。(注一一)
(5) 本節の規定は、この法律の施行前に犯した犯罪によつて有罪認定を受けた者に対しては、効力を有しない。
四 (売春の収入によつて生活することの処罰)

正式起訴により、一九五六年性犯罪法第三〇節による犯罪(売春の収入によつて生活する男性)および同法第三一節による犯罪(売春婦を管理する女性)について有罪認定を受けた者に科せられる微役刑の最高限は、この法律の施行後に犯された犯罪については、七年とする。従つて、施行後に犯された犯罪については、同法第二別表第三〇項および第三一項の第三欄のうち、「二年」とあるのを「七年」に改める。(注一二)

五 (略称、法令の廃止、適用範囲および施行期日)

- (1) この法律は、一九五九年道路犯罪法として引用される。
- (2) この法律の別表にあげられた法令は、この法律の施行前に犯された犯罪に關する場合を除き、同別表第三欄に明示された範圍において廃止される。(注一三)
- (3) この法律は、スコットランドおよび北アイルランドには適用されない。
- (4) この法律は、制定の日から一カ月を経過した後に効力を生ずる。

(注一) (6)にあげられた法令は、売春目的のはいかまたは勧誘に關する旧法の規定である。旧法の下では、地域ごとに別個の法令が存在していた。

(注二) 首都警察法では、「公衆に迷惑がかかるような方法」であることが要件となつており、罰金も四〇シリング以下であつた。

(注三) 都市警察法も、ほぼ同じであるが、一四日以内の微役に処することができた。

(注四)

同法は法令集に見当らない。(a)(b)とは同じである。

(注五) ここに規定された警告および記録記入がどういふ法的効果をもつか明らかでない。

(注六) 「告発」とは、一種の略引起訴手続である。information とは同じ。

(注七) 治安刑事法第一五節は、簡易裁判所規則制定委員会の構成、任命、権限、規則の効力等について規定する。

(注八) 簡易裁判所法第四七節は、相手方不出頭でも手続が進められること、拘引の要件を規定し、第四八節および第四九節は、申立人または当事者双方が出頭しないときは、申立を却下しうることを定める。

(注九) 第一八節は、警察官の飲食店への立入権を規定し、妨害行為に対して特殊の没収刑と、許可取消および資格はく奪命令を規定していた。第三二節は、本文(一)内のその他の行為についてはほぼ同趣旨の規定。いずれも、一九四九年飲酒店許可法第二六節によつて、刑罰が整備、強化された。その刑罰をさらに引き上げたわけである。

(注一〇) 旧法では、「罰金」ではなく、特殊な「没収刑」が科せられ、従つて、その手続も、純粋な刑事手続とは異なつていた。

一種の行政罰ではないかと思われる。一八六〇年法のうち、第一八節および第三二節關係は、一九四九年法第二六節によつて純然たる刑罰にかわつたが、第九節はその際に整理されず、新法によつて同様の改正が行われたのである。

(注一一)

第三六節は、一八六〇年法第九節、第一八節および第三二節による犯罪に対する刑を整備・強化しただけでなく、犯人が前科者であるときは、許可の取消命令、資格喪失命令または(おまへ)営業禁止命令(この建物における)をすることができるようにした。後二者は、ヒアリングの手続を経ることを要し、期間は五年以内である。従前は、営業禁止命令の規定はな

く、賣淫禁止命令の期間も二年以下であつた。罰金、これらの命令について前科の要件を外したわけである。

(注一〇)

同法第二附表により、従前の刑の上限は、「二年であつた(ただし、略式手続では、六月)第三〇節は、「全部または部分的に売春の収入によつて生活する男」を犯罪とし、推定規定として「売春婦と同せいし、または、常にこれと」に類する男、あるいは、売春の援助、教唆または強制とみられるような方法で、売春婦の行動を統制し、指示し、これに影響力行使する者は、反証があるまで、故意に売春の収入によつて生活するものと推定される」と規定している。また第三一節は、「売春の援助、教唆または強制とみられるような方法で、売春婦の行動を統制し、指示し、これに影響力を与える女性」を犯罪とする。

なお、同法第三二節ないし第三六節は、売春に関するさまざまな犯罪を規定する。

(注一一)

この法律の本文中でふれられたことの整理である。

注 一八九二年自治警察(スコットランド)法、第三八一条(二二)

注 エンジンバラにおいては、売春の目的ではないか、または通行人につきまといつて売春婦または街頭歩行者は、一〇ポンドの罰金またはこれにかわる六〇日の拘禁に処せられる。アバージンにおいても、同様な規定を有している。(注)

注 一九三三年エンジンバラ自治体命令第二六条(四)。一九三八年アバージン自治体(一般権限)命令第一八六条(四)。エンジンバラ、アバージン、およびグリーンノックをのぞく、すべての自治都市においては、いかなる街路(定義は上述したところと同じ)にある、いづれの者たるとを問わず、婦女または子供につきまといまたは勧誘する目的で、常習的にまたはしつこくつきまとい、勧誘し、あるいははいかいているものは、犯罪を行うものであり、四〇シリングの罰金に処せられる。(注) エンジンバラ、アバージンまたはグリーンノックには、これに対応する規定は存しない。

注 一八九二年自治都市(スコットランド)警察法第三八一条(二三)

上述した犯罪を犯した者は、警察官に、令状なくして逮捕される。

警察官は、上述した犯罪のいずれかについて告発するにあたり、申立の中に、同様な犯罪について、七年間以内に、有

罪宣告されたことにより、違反は加重されるべきだという申立を付加することができる。告発および加重状況が証明されたばあい、犯罪それ自体について科せられる刑罰に加えて、刑を加重するという見地から、四〇シリングをこえない罰金ではかえ得ない三〇日の拘禁を科することができる。(注)

①注 一八九二年自治都市(スコットランド)警察法第四六五条

男子が公共の場所において、不道徳な目的がしつこく勧誘し、または、つきまといことは犯罪とされる④⑤の規程はスコットランド中を通じて、一般的に適用される。イングランドおよびウェールズにおける同じく、最大限の刑は略式裁判権にもとづく有罪宣告による六月の拘禁、および正式起訴にもとづく、有罪宣告による二年の拘禁である。

注 一九〇二年不道徳取引取締法(スコットランド)

イングランドおよびウェールズにおける同じく、ある地域においては、公共の場所における犯罪的行為に向けられた方法がある。これらのものは、犯罪的行為に一般に関連しているものであるが、時折、勧誘と直接関係した方法も存在している。

地方法犯罪に対する刑の最大限は、五ポンドの罰金である。

資料の四

芸妓登録制についての要望

売春防止法が実施されて以来、赤線のしより婦は一応社会の表面からは姿を消したが、これに紛らわしい芸妓は全国二万六千人以上も存在し、これらの間には、いままなお売春防止法の趣旨にそむいた行動をしているものが多いということが当面の問題となつてゐる。本来芸妓は和風の歌舞音曲をもつて客席の接待を本業とする正当な職業婦人のはずである。それが一般しより婦と同列にせん視されるようになったことは、一つは芸妓屋との関係がしより家のそれと類似していたからであり、他面、芸妓自身の無智と無自覚が多年にわたつて培われたる習性から流されて来た結果であつた。しかしおびただしい芸妓の存在は否定のできない現実であり、最近の傾向に芸妓と娼婦との関係もなお、不鮮ながらも十分に改善され、かつ解放された芸妓自身の助産人としての自

直も進んで来たこの際のことである。全国装束改良同盟会の代表者から「われわれも極力自衛して装束の正常なありかたをなすをたく守り、表態本としての伝統を保持するために自治組合を結成して相互の協制と装束の修繕につとめたい。このためには、現に多年実施して効果をあげている東京市の例にならい、全国的に装束の登録制を実施するよう地方各都道府県に勧奨されたい」との数次にわたる熱心な陳情のあつたことはけだし、適切な装束問題対策の一面として重視いたしてよいと思う。東京都は昭和二十三年七月以来風俗営業取締法施行条例を設けその中に「装束とは主として和風の歌舞音曲による客の接待を業とするもので、所轄公安委員会が風俗保持上支障がないと認める機関に登録されたものをいう」と規定してまず装束登録委員会を公開し、委員会は、組合に加入して装束となることを希望するものゝために、装束その他適格性の審査検査を行つてその合格者を登録し、毎月定時にその異同を当局に報告することにしてゐるために、昨年赤線路止当時にもおびたしい無装のしよ婦が装束の名をもつて業界に潜入し、物販をかもした他府県の悪例にならうことなく、かえつて東京の装束は昨年に比して減少し、装束ある年長者が漸増する傾向を示し始めたのである。装束登録個の実施上その運営の指導によるしきを得るならば、この種の業界に内在した多年の習慣を除き、風俗営業規正の上にも資するところがすくなくないであらう。

地方でも高知県は今年度から都条例にならつて装束登録制を実施した。

国家公安委員会は、慎重にその利へいを研究し、適切な範例を示してこれを全国的に勧奨普及せられるよう要望いたします。

昭和三十四年十月二十四日

装束対策審議会会長

菅 原 通 清

装束対策審議会委員

松 原 一 彦
久 保 田 万 太 郎

国家公安委員長

石 原 幹 市 郎 殿

二 売春関係資料目録

この目録は、さきに発刊した「売春に関する資料 第三号」の「売春関係文献目録の追加として、昭和三十三年八月以降あらたに刊行されたものをとりまとめたものである。

一般図書

著 者 名	書 名	発 行 所	発 行 年 度
前 田 信 二 郎	売春と人身売買の隣境	同 文 書 院	昭和 33
中 村 三 郎	日本売春社会史	青 蛙 房	昭和 34
売春対策審議会	売春対策の現況	大蔵省印刷局	昭和 34

官庁出版物

発 行 官 庁 名	資 料 名	発 行 年 度
労働省（婦人少年局）	売春に関する資料―第三号―	昭和 33
厚生省（売春対策推進委員会）	売春防止法実施後六カ月の情勢とその後の問題	昭和 33
総理府（審議室）	売春防止法に関する世論調査	昭和 34
法務省（刑事局）	売春事犯とその対策	昭和 34

三 統計資料

(一) 売春関係事犯検挙状況調査

警察庁保安・局防犯課調査

法令及び趣別 年 別	強 制 売 春 等 の 行 為																				売 春 等 の 行 為			合 計			
	売 春 防 止 法										刑 法				職 業 安 定 法		児 童 福 祉 法		労 働 基 準 法		性 病 予 防 法		小 計		売 春 防 止 法 (第3条) 勧誘等	性 病 予 防 法 (第3条) 性病患者の売いん	小 計
	同 族 等 (第6条)	困 窮 等 による 売 春 (第7条)	対 償 の 収 受 等 (第8条)	前 貸 等 (第9条)	売 春 を さ せ る 契 約 (第10条)	場 所 の 提 供 (第11条)	売 春 を さ せ る 業 (第12条)	資 金 等 の 提 供 (第13条)	い ん 行 勧 誘 (第14条)	未 成 年 者 略 取 誘 かい (第15条)	営 利 を い せ つ 等 の 目 的 (第16条)	其 他 (第17条)	身 体 の 自 由 を 拘 束 等 手 段 に よ る 紹 介 等 公 衆 衛 生 公 衆 道 徳 上 有 害 な 業 務 へ の 紹 介 等 有 害														

注

- (1) 検挙とは、警察において少なくとも始末書もしくは誓約書等の記録を作成以上の措置をした場合をいう。
- (2) 併合する数個の法令違反を検挙したときは各法令ごとに(法令の各条項については主たる欄に)一個の行為にして、数個の法令に触れる場合は重い法令違反又は主たる法令違反に一として計上し、他の法令違反についてはそれぞれ()内に記入した。

(二) 売春関係事犯被疑者調

警察庁保安局防犯課編

区 分		年 令 別		昭 和 3 3 年 4 月 ～ 3 3 年 1 2 月								昭 和 3 4 年 1 月 ～ 1 2 月							
		総 数		1 4 年 以 上 1 8 年 未 満	1 8 年 以 上 2 0 年 未 満	計	2 0 年 以 上 2 5 年 未 満	2 5 年 以 上	計	総 数	1 4 年 以 上 1 8 年 未 満	1 8 年 以 上 2 0 年 未 満	計	2 0 年 以 上 2 5 年 未 満	2 5 年 以 上	計			
絶 数		(4)	8,914	161	(1) 357	(1) 488	(1) 2,854	(2) 5,572	(3) 8,426	14,132	313	734	1,047	4,477	8,608	13,085			
教 育 施 設	小 学 以 下	(2)	4,726	33	85	118	914	(2) 3,694	(2) 4,608	6,948	62	128	190	1,196	5,562	6,758			
	中 学 以 上	(2)	3,351	96	(1) 250	(1) 346	(1) 1,711	1,294	(1) 3,005	5,916	248	556	804	2,910	2,202	5,112			
	校 以 上		837	2	22	24	229	584	813	1,268	3	50	53	371	844	1,215			
	科 飲 関 係 接 客 委 員	(1)	544	8	27	35	(1) 197	312	(1) 509	557	17	36	53	206	298	504			
	事 務 員 又 は 店 員		36	1	2	3	15	18	33	54	2	7	9	14	31	45			
現 業	女 学 生		28	1	5	6	11	11	22	59	3	8	11	24	24	48			
	生 徒		3	1		1	1	1	2	6	3		3	1	2	3			
	そ の 他	(1)	239	3	9	12	65	(1) 162	(1) 227	363	7	15	22	111	230	341			
	無 職	(2)	8,064	117	(1) 314	(1) 431	2,565	(1) 5,068	(1) 7,633	13,093	281	668	949	4,121	8,023	12,144			
	配 偶 者 保 有	未 婚 夫	(2)	3,276	104	(1) 247	(1) 351	(1) 1,535	1,390	(1) 2,925	4,928	257	501	758	2,142	2,028	4,170		
{ 有 りとん又は死別したもの		(1)	3,493	26	105	131	1,017	2,345	(1) 3,362	6,013	55	214	269	1,875	3,869	5,744			
		(1)	2,145	1	5	6	302	1,837	(1) 2,139	3,191	1	19	20	460	2,711	3,171			
		止 中		12	1		1	1	10	11	4				1	3	4		
能 業		農 漁 業		396	8	18	26	131	239	370	549	8	24	32	162	355	517		
	科 飲 関 係 接 客 委 員	(1)	2,814	26	114	140	1,034	(1) 1,640	(1) 2,674	4,833	89	256	345	1,671	2,817	4,488			
	事 務 員 又 は 店 員		609	13	43	56	207	346	553	1,052	47	84	131	406	515	921			
	女 学 生		805	24	40	64	254	487	741	1,436	27	87	114	456	866	1,322			
	そ の 他	(2)	12,665	18	38	56	(1) 398	(1) 811	(2) 1,209	2,348	41	107	148	723	1,477	2,200			
助 産 院	無 職	(1)	3,025	42	(1) 104	(1) 146	830	2,049	2,879	3,914	101	176	277	1,059	2,578	3,637			
	生 活 苦 和	(1)	7,029	61	202	263	2,078	(1) 4,688	(1) 6,766	10,927	130	391	521	3,261	7,155	10,416			
	家 庭 不 和		270	8	28	36	88	146	234	407	18	33	51	135	221	356			
	自 暴 自 棄		205	10	18	28	89	88	177	410	20	39	59	153	198	351			
	好 奇 心 , 虚 栄 心	(2)	7,611	17	(1) 50	(1) 67	(1) 337	357	(1) 694	1,211	58	127	185	537	489	1,026			
機 関	誘 惑		96	10	13	23	41	32	73	194	17	28	45	76	73	149			
	家 出		163	18	21	39	75	49	124	353	45	61	106	140	107	247			
	そ の 他	(1)	390	7	25	32	146	(1) 212	(1) 358	630	25	55	80	185	365	550			
	再 犯	(3)	3,304	90	(1) 242	(1) 332	(1) 1,247	(1) 1,725	(2) 2,972	4,961	233	470	703	1,731	2,527	4,258			
	初 犯	(1)	5,610	41	115	156	1,607	(1) 3,847	(1) 5,454	9,171	80	264	344	2,746	6,081	8,827			

備 考

- この表の調査対象となる者は、売春関係事犯検挙状況調のうち、「売春等の行為」関係法令違反として検挙されたものである。
- 対象となつた者が男子である場合は、内数として()内に記入する。
- 動機が重複した場合は、主なるものに記入する。
- 再犯とは、刑法第56条に關係なく、過去において売春等の行為により関係法令違反として検挙されたことのあるものをいう。
- 年令別別に計上する被疑者の年令は、当該事件の検挙時における年令による。

四 いわゆる「ひも」の実態調査結果

警察庁保安局防犯課調

調査の概要

昭和34年5月1日から同月31日までの1カ月間に、売春関係事犯の被疑者または被害者（参考人）として取りあつかつた要保護女子1736人のうち、いわゆる「ひも」がついていた者644人について調査したものである。

調査の結果

I 「ひも」がついていた要保護女子について

(1) ひもとの関係

年 令 別 区 分		20才 未満	20才～ 30才未満	30才～ 40才未満	40才以上	計
同 居	入 籍	1	46	30	7	84
	内 縁	44	315	75	12	446
別 居	入 籍		14	5	4	23
	内 縁	8	59	21	3	91

(4) 売春による1カ月の収入

年 令 区 分	年 令 別				計
	20才未満	20才～ 30才未満	30才～ 40才未満	40才以上	
5,000円未満	7	33	13	7	60
5,000円以上	5	27	20	4	56
10,000円以上	6	82	29	3	120
15,000円以上	11	124	37	7	179
20,000円以上	24	168	32	5	229

(2) 「ひも」をもつようになった経緯

年 令 区 分	年 令 別				計
	20才未満	20才～ 30才未満	30才～ 40才未満	40才以上	
売春をする前から夫婦 生活をしていた者	17	174	65	15	271
夫婦生活に入つた 後から	普通の恋愛	5	31	10	46
	売春の相手客	7	75	22	104
	人の紹介	3	15	2	20
	世帯となつたため	8	51	20	79
	その他	13	88	12	113

(8) 子供のある者

年 令 区 分	年 令 別				計
	20才未満	20才～ 30才未満	30才～ 40才未満	40才以上	
あ る 者	1	99	65	16	181

(8) 要保護女子との関係

区 分		年 令 別				計
		20才未満	20才～ 30才未満	30才～ 40才未満	40才以上	
周旋その他売客行為に加担している者		3	55	15	3	76
抱乳行為を行っていないが加担している者	暴力脅迫を加えている者	2	25	4	1	32
	夫の地位を利用している者		9	25	3	37
	内縁関係を利用している者	3	173	83	19	278
	その他		77	29	25	131
不 明		3	54	24	9	90

(4) 健康状態

区 分	年 令 別				計
	20才未満	20才～ 30才未満	30才～ 40才未満	40才以上	
健 康	11	308	127	43	489
病 弱		47	34	11	92
不 具		2	2	3	7
不 明		56	17	3	76

II 「ひも」について

(1) 職業

区 分	年 令 別				計
	20才未満	20才～ 30才未満	30才～ 40才未満	40才以上	
接客業		7	1	1	9
商工業		4	3	4	11
会社員・工員	1	20	20	5	46
運転手		19	6	1	26
田 圃		48	27	14	89
そ の 他	1	75	29	16	121
無 職	9	207	88	19	323
不 明		13	6		19

(2) 暴力団との関係の有無

区 分		年 令 別				計
		20才未満	20才～ 30才未満	30才～ 40才未満	40才以上	
暴力団関係者	的屋・博徒	3	25	6	1	35
	売春暴力団	3	42	9		54
	青少年不良団	2	18			20
	そ の 他	1	30	8	4	43
暴力団関係者でない者			224	131	43	398
不 明		2	54	26	12	94

昭和三五年度二月二〇日 印刷
昭和三五年度二月二五日 発行

編集兼 東京都千代田区大手町一ノ七
発行人 労働省婦人少年局
印刷所 (株)桜井広済堂

(6) 1ヵ月の収入

年令別 区分	20才未満	20才～ 30才未満	30才 40才未満	40才以上	計
なし	7	192	76	14	289
5,000円未満	2	10	8	6	26
5,000円以上		35	19	8	62
10,000円以上		51	28	12	91
15,000円以上	1	28	14	7	50
20,000円以上		7	10	7	24
不明	1	70	25	6	102

備考

- (1) いわゆる「ひも」とは、同居、別居、入籍内縁のいずれを問わず、売春を常習とする婦女と事実上夫婦関係にある男性をいう。
- (2) 「ひも」の1ヶ月の収入は、自らの働きによつて得ている額について該当欄に計上した。